

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更）【4】」
2. 日時：令和4年7月14日 14時10分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他19名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：なし
※以下のホームページ掲載済みの資料を使用
・川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」（補足説明資料）
（7月7日の面談資料1-1及び1-2）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから川内原子力発電所の保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:10	それでは以前ご提出いただいた資料に基づいて、今日はこちらの方から事実確認を進めていきたいと思います。規制庁側から何かありますでしょうか。
0:00:22	原子力規制庁の仲野です。
0:00:24	先日提出いただいた補足説明資料に関しまして説明質問させていただければと思います。まずはですね、補足で出していたところの補足の7、
0:00:37	ですね右か右下の156ページ以降のところなんですけれども、こちらの中で前回のヒアリングの時に、火山影響発生時等の立ち上げの扉の確認とかっていうとお話を説明いただいたと思うんですけどもここについて説明質問なんですけれども、
0:00:55	今回の資料の中だと、火山影響発生時の扉の閉止だったりっていうところが、157ページであったりとか、159ページであったりとか、
0:01:07	説明いただいているんですけども、ですね。
0:01:11	29年の許可のまとめ資料ですねDBのところろをちょっと確認したところですね、入室時の運用ということで開放する扉の関係の説明がありまして、
0:01:22	それらが10条事象発生時であったりとか、15条発生前だったりとか、そういったところですね段階ゴトウに説明がなされておりまして、
0:01:33	今回の指揮所の設計についてはその許可の時点から、指揮所のレイアウト等も変更されてるところが見られますので、改めて現在の設計上でSE時点以降のいう数字の運用について、どういった扉を開けてどこを通用口にするのかとかですね。
0:01:50	そういったところの運用について確認させていただければと思います。
0:02:03	九州電力の木場です。設置許可の際には、主に、
0:02:08	政治ですね、のチェンジングエリアを設営した状態での扉の
0:02:14	運用を説明させていただいたかと思うんですけども、そちらの扉の運用に関しましては設置許可から確かに建屋内のレイアウト等の変更ありますけれども、
0:02:24	とびあの運用の方法については大きく変更はしておりません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	原子力規制庁の仲野です。
0:02:35	ですと、
0:02:37	29年の許可Gからレイアウト等の変更はあるけれども、扉の開閉だったり通用口の使用の運用については変更がないという理解でよろしかったでしょうか。
0:02:51	九州電力の甲賀ですはいその通りです。
0:02:56	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。そうしました今回の資料の中にもですね変更後のレイアウト等を反映した上で、説明いただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:03:09	拝承しました。内容としましては、チェン징エリアを設営した段階で、どのような形で扉の運用をしているかといったような観点で、前回、現在のレイアウト、
0:03:20	に照らし合わせて、資料を作成させていただきたいと考えております。以上です。
0:03:26	はい。よろしくお願いいたします。
0:03:30	規制庁の西内ですけど。
0:03:32	チェン징エリアの設営移行とかにあまりこだわらずにですね、多分設置許可時のまとめ資料だと、十条が発生する前、
0:03:42	の段階から、十条発生以降という形で要はステップステップステップでまず説明をいただいていると思います。で、
0:03:51	例えば今回近在、今回の保安規定において、緊対立ち上げのときの手順として、添付3の方ですけども、
0:04:01	バウンダリの確保に必要な扉の閉止という趣旨が一応書かれていると思います。
0:04:07	で、これが例えばその十条より前の時点での話をさせたいのかそれとも十条以降まさに緊対立ち上げのタイミングの方向と言いたいのかとかです。
0:04:17	そういうのがちょっと全体の流れが、まず理解をしたいなと思ってるのでして、
0:04:23	そういう意味ではチェン징エリアの設営、
0:04:26	とかにかかわらず、まずどういう流れでその勤怠が構成されていくのか立上げされていてどういうそのバウンダリー。
0:04:35	にそう変わっていくのか。
0:04:37	という流れを基本的にはその許可のまとめ資料の時のステップでご説明をいただくというのがまず必要なのかなと思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	その上で今後多分確認がありますけど、追加で扉の開閉っていう意味でいうと、火山影響発生したときにも発生する作業だと思いますので、
0:04:55	そこの絡みも含めて全体的に流れで説明をいただくようなイメージになるのかなと思ってます。
0:05:04	州電力の木場ですはい、承知いたしました。
0:05:12	原子力規制庁の仲野です。続けての確認事項なんですけれども、こちら空気浄化設備とかあと加圧設備の関係で以前のヒアリングですね、
0:05:24	空気浄化設備の空気隔離弁については指揮者側から遠隔で操作するっていうふうにご説明いただいていると思います。で、この関係でなんですけれども、
0:05:35	このような、既指揮所側の方から、経常の設備に対して遠隔操作するもの、
0:05:46	について確認したいなと思っておりまして、例えば許可Gの時だと、補足説明に監視操作盤で操作するというような、
0:05:56	ものを説明いただいたと思うんですけれども、今回の接続に伴って、休憩所側で、に設置される設備、
0:06:06	そういった乾燥サーバから操作するようなものっていうものが、空気浄化設備の他に増えているのかどうかっていうことを確認させてください。
0:06:21	九州電力イノウエです少々お待ちください。
0:06:40	九州電力の工場です。監視操作盤で遠隔操作をするものとしましては先ほどおっしゃられました、管理設備以外にはございません。以上です。
0:06:54	研修規制庁の中野です。そうすると、指揮所側の監視操作設備で
0:07:01	操作をするもので、休憩所側に関わるものっていうのは、空気浄化設備の旧隔離弁のみという理解でよろしかったでしょうか。
0:07:12	九州電力の木場ですはいその通りです。
0:07:25	原子炉規制庁の中野です。承知いたしましたそうしましたら前回の志岐庄野設置のときの保安規定で、乾燥サーバーの対象の設備が何だかっていうリストを出していただいたと思うんですよね。
0:07:38	そちらについて更新するような形で記載を拡充するっていうことをお願いしたいと思います。
0:07:48	九州電力の木場です。承知いたしました。
0:07:54	原子力規制庁の中野です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:56	続けての確認事項に移りたいと思います。続きなんですけれどもとか設備の関係ですね。
0:08:04	当監視設備なんですけれども、
0:08:12	ご承知原子力規制庁ナカノなんですけれども今音声聞こえておりますでしょうか。
0:08:18	九州の井上です。今のように聞こえております。
0:08:22	承知いたしました。んとして続けます。
0:08:26	続けての確認事項なんですけれども、とか設備の関係ですね。
0:08:31	で、仮設備なんですけれども、今回休憩所に接続するにあたって、加圧設備から休憩所にも休憩するっていうことになったと思うんですけれども、
0:08:43	それについて、その可搬設備の操作手順の関係ですね。
0:08:48	可搬設備の操作に関しては、
0:08:52	操作の手順として、系統構成元弁の開と、あとは漏えいの確認ということを行うっていうところだと思うんですけれども、許可の時には、
0:09:02	操作の成立性についても確認しているので、休憩所接続後でも、基本的には操作が成立しているものを確認していると理解しているんですけれども、
0:09:12	今回ですね休憩所を接続するにあたって許可Gに比べて、設計が変更になってるところがあると思うんですよね。例えば加圧設備であると、仮設備の配管。
0:09:27	に関しては許可時だと、外、
0:09:31	休憩所側から配管伸ばしてると思うんですけれども今回の現段階の設計だと、指揮所の建屋内を通じて配管を登らしてると思うんですよね。
0:09:43	そうするとですね、今回の仮設備の操作手順の、その漏えいの確認だったりとか、っていうところで、支障が生じないかっていうところを確認させていただきたいと思います。
0:10:03	九州電力井上です。少々お待ちください。
0:10:50	九州電力の木場ですすみません、先ほど長野さんがおっしゃられた漏えいの確認といったような表現のところについてすみません、具体的に許可の、どういうところに記載されているか、ご教示いただいてよろしいでしょうか。
0:11:02	原子炉規制庁仲野です。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:34	原子炉規制庁の中間です。29年の許可Gのですね補足説明資料の技能力の174ページの辺りに可搬設備の説明があると思うんですけども、
0:11:47	そちらに書いてある漏えいの確認等っていうところの手順を確認したいと思っております。
0:11:57	九州の後少々お待ちください。
0:12:30	あ、すみません技能の原子炉規制庁の中野です。昨日のまとめのところでページ数言ったんですけどすみませんPDFのページ数だったので
0:12:39	真ん中下のページ数ですと1点、1ポツの18の109になります。
0:12:49	こちらの操作概要のところ各部の漏えい等がないことを確認するということが記載されておりますので、漏えい等がないことを確認っていうのはどういった手順なのかっていうことを確認させていただければと思います。
0:13:04	九州大学井上です。少々お待ちください。
0:16:15	お待たせしました九州電力の古閑です。まず、設備についてなんですけれども、今回こちらの空気加圧のポンベに関しましては、
0:16:23	接続したことによって設備が大きく変わる、設備の本部が変わったりするものではございませんので、こちらについて運用が変わっていたようなものはありません。それから内部の各部の漏えいかトウがないことっていうことに関しましては、ポンベですので、音が
0:16:38	食物の音がしないかですとか、それから圧力がきちんと立っているかといったような東京で確認をしております。以上です。
0:16:48	原子力規制庁の中です。今、漏えいの確認のところも含めてご説明いただいたと思うんですけども、例えば圧力が損なわれてないかっていうところだと、
0:17:01	ポンベの本体のところを見て確認することができるのかなと思ってるんですけども、音がないかとかっていうところっていうのはその配管を含めて
0:17:11	確認するのであれば、例えば、休憩所も含めて、接続されていると、
0:17:20	もともと指揮所側の方で確認する作業プラス、休憩所側の方の作業で
0:17:27	作業が増えるのかなっていうふうに感じたんですけどもそういったものではないという理解でよろしかったでしょうか。
0:17:38	吉崎イノウエで少々お待ちください。
0:19:36	九州電力の方はです先ほどのお話なんですけれども工認対象設備の配管に関しましては、使用前検査で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:46	その健全性を確認しておりますし、それから、定期的な点検等を行って、そういうふうな
0:19:54	健全性の確認はしております。以上です。
0:20:00	原子力規制庁の中野です。今の話は使用前確認だったり、定期検査だったりってということだと思っんですけれども、
0:20:11	可搬設備を使用するに当たっての確認としては、
0:20:17	先ほど2点おっしゃられた加圧設備、すいません。
0:20:22	圧力の低下がないことと、空気抜けてる音が、
0:20:28	どうかの確認っていう2点の理解のままでよろしかったですかそれとも圧力の確認だけっていう理解ですかね。
0:20:41	九州電力の古川です。圧力の確認を行っているところで漏えいの確認を行っているものとなっております。
0:20:49	以上です。
0:20:52	研修規制庁中です。
0:20:54	承知いたしましたそうしましたら今回の設計上配管の引き回しが変わっていても、仮設備の系統、
0:21:02	運用する前の確認の手順については変更がないという理解でよろしかったですでしょうか。
0:21:09	九州電力の古閑です。はい。その通りです。
0:21:15	研修規制庁中です。はい、承知いたしました。
0:21:18	よろしければ次の確認事項に移りたいと思います。
0:21:24	次なんですけれども、
0:21:28	前回のヒアリングで休憩所の運用について確認させていただいて、今回の補足説明資料の中でも、
0:21:37	右下の160ページのところで資料に反映させていた、反映していただいたと思うんですけれども、こちらについて確認させていただければと思います。
0:21:49	で、この160ページのところの記載の中なんですけれども、3ポツの、
0:21:56	接続に伴う運用の変更についてというところの、
0:22:00	3段6名ですね。
0:22:02	また以下のところなんですけど休憩している要員への連絡については、
0:22:07	通信連絡設備を用いて連絡することや、
0:22:10	要員が直接連絡することで対応するというふうに説明いただいているんですけれども、まず、こちらの休憩中の要員っていうのはその休憩場で休憩してる要員。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:20	と、あとは多目的0のところにも参考の説明で、簡易的な休憩を行うというふうに記載があると思うんですけども、こちらちょっとどちらを指しているものなのかもしくは両方指しているものなのかっていうのがちょっと記載上区別することができなかつたので、
0:22:36	どういった運用を考えているのかっていうことを説明をお願いいたします。
0:22:45	はい。九州電力のヒラカタです。今、確認いただいた点につきましては、休憩室及び多目的であって休憩してる要員、
0:22:56	休憩してる要員というのをさせております。以上です。
0:23:02	原子力規制庁の中根です。そうしますと、その2ヶ所、
0:23:07	を対象に休憩する要員については通信連絡設備を用いるかも、もしくは要員が直接連絡をすることを想定しているという理解でよろしかったですでしょうか。
0:23:19	九州電力のヒラカタです。ご理解の通りです。
0:23:22	はい、承知いたしました。そうしましたら続けてなんですけれども、こちらの記載の中で、通信連絡設備を用いて連絡することと記載があるんですけども、具体的にどういった通信連絡設備を使うのかっていうのが、
0:23:36	ちょっと読めなかつたので、説明いただいでよろしいでしょうか。
0:23:42	はい。九州電力のヒラカタです。まず休憩室につきます。休憩室及び多目的では両方ともになりますけれど、
0:23:50	DB設備で、ページング及び保安電話の方を
0:23:55	設置するということになっております。そのDB設備である、その二つについて、
0:24:01	ここでいう通知連絡設備、
0:24:05	を指しております。
0:24:07	以上です。
0:24:10	原子炉規制庁の中野です。今のご説明だと、休憩室の多目的エリアのDB設備のものを使うっていうところだったと思うんですけども、こちらについてはSAGには使えないと理解しているんですけども使えない前提であると理解してるんですけども。
0:24:26	そちらの認識は間違っていないか確認させてください。
0:24:31	はい。九州電力のヒラカタです。ご認識の通りでSA時におきましては、使えるようであれば使うことも想定しております。ただ使えないのであれば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	直接要因が連絡するといった前例での対応を考えております。以上です。
0:24:48	原子炉規制庁中野です。そうしますとSA時には基本的には使えるっていうことは期待しないけれども、もし使えるようであれば、使う、使えないときには要員が直接伝令で連絡をするという理解でよろしかったでしょうか。
0:25:05	九州電力のヒラカタですご理解の通りでございます。
0:25:11	原子力規制庁の仲野です。はい。理解いたしました。
0:25:14	あとはですね、
0:25:19	規制庁西内です。今の話なんですけど、
0:25:23	基本、
0:25:26	的にはSAの時は年齢でって話があるんですけど、
0:25:31	そうすると結局年齢できれば、
0:25:36	できないといけないわけですよ、
0:25:39	これ許可の時にも前回の1ヒアリングでもお伝えしたつもりではあったんですけど、一応これ許可のときに、多目的エリアは十分場所も近いし、
0:25:50	伝令で円滑に進むよねと。
0:25:53	ただ休憩室になると、なかなか距離感も、距離感があるとかどうかちょっとあれですけど、許可の時には一応場所が物理的に離れるので、その伝令と違って大丈夫なんでしたっけっていうような話をしているそれに対してその時は通信連絡設備でって話があったんですよ。
0:26:11	それが何か今伝令データだけ言われると、あれその話ってどうなったんでしたっけっていうふうに戻っちゃう気がしていて、
0:26:18	ちょっともう少し補足的に説明はして欲しいんですけど。
0:26:22	何となく今説明いただいているこの160ページの記載を見ると、
0:26:28	いわゆる要員の休憩場所の休憩室の方って、十分な休息や紙、
0:26:34	多目的な方は簡易的になっていう形で、
0:26:38	多分わりと時間オーダー的なものが違うのかなあという気はしていますと使い方の、
0:26:44	そうすると、
0:26:45	例えば休憩室の方は、そもそもそんなに伝令に行くことをそもそも考えていなくて、例えば時間を決めて休憩するとかですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:54	そういうような運用をするのでそもそも例えば伝令を考えていない。何か本当に緊急の時にはそれはもう前例いきますけど、基本的には考えていない運用にするんだとか、そういう話であれば、何となくその、
0:27:06	物理的に許可のときに話をした、物理的に場所が離れるので伝令どうするんですか、通信連絡設備でやりますっていうものを
0:27:15	と、要は同じ間、観点がずれないで確認ができるのかなと思うんですけど。
0:27:21	そういう部分をもう少し拡充して説明が欲しいんですけど、お願いしてもいいですか。
0:27:32	九州電力のヒラカタです少々お待ちください。
0:28:25	九州電力のヒラカタです。今、江藤いただきました件に関しましては、ちょっと補足説明資料の方で、もう少し記載の方ですね、拡充やちょっと検討をちょっとしたいと思っております。
0:28:38	以上です。
0:28:40	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:28:43	観点はあくまで、さっき持っていたりした通り、許可の時には物理的な場所が離れることに対して伝令どうするんですかっていうことに対して通信連絡設備を使いますということで
0:28:56	回答は一応いただいてたと。
0:28:59	なのでいや伝令に行きますっていうことだけだと、まず回答になってないと思いますという話の一つで、ただ一方で許可の時には、その説明とあわせて同じパワポの中でも説明されてましたけどしっかりその十分な休息をとる。
0:29:14	しっかりとした休憩場所を確立するっていう方も、重きを置いてますっていう説明があって、
0:29:21	今後段規制のこの段階で、その二つを天秤にかけたときに九州電力としては後者をとっているっていうものだと理解をしますので、
0:29:30	そういったところで、伝令の方はいいんですけど残らないように、しっかり説明を仕切ってもらえればという趣旨でございます。
0:29:39	ご理解いただいておりますので次回の審査資料出てきたときにまた確認をできればと思いますよろしくお願いします。
0:29:48	ナカノに戻し手続きを、
0:29:53	はい。減少規制庁ナカノです。今の事故をこれ以上
0:29:58	九州電力の方から、質問等なければ次の事項に進みたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:04	よろしいですかね。
0:30:06	はい、吉崎井上です結構でございます。
0:30:09	はい、承知しました。そうしましたら次の事項に移りたいと思います。次なんですけれども、金。
0:30:18	代替電源の設備の関係で確認させていただきたいんですけども、
0:30:26	代替電源の設備の関係で
0:30:29	29年の許可の時にですね
0:30:34	電源の接続の手順の中で、電源盤へのケーブルの接続を行う際には、給電回路の異常確認を行うというふうに記載があるんで、
0:30:46	それについてまず具体的にどういった作業を行うのか、っていうところが1点と、あとはそれで、その手順について今回休憩所を接続するにあたって、
0:30:56	連絡通路だとか、休憩場の中の非常用照明だとかっていうところの負荷先が増えてますので、そういった深津深野接続先が増えたことに対して影響がないのかっていうことを確認させていただければと思います。
0:31:13	はい。
0:31:14	九州電力の神谷です。先ほどご質問がありましたまず設置許可の中で、
0:31:19	電源車のケーブル、連動について、異常がないことを確認するっていうことについて、
0:31:27	操作基準の話になるんですけども、電源車から緊対所に、
0:31:32	ずっとこのケーブルっていうのは血族盤のところで取り外しされておまして、
0:31:39	このケーブルに対して絶縁抵抗測定をして、異常がないことを確認してから、つなぎ込みを行うという操作があります。
0:31:49	まず一つ目としては、これ具体的には、この絶縁抵抗測定をすることによって異常がないことを確認した後にケーブルを接続するというのが、一つ目の回答になります。そして二つ目の、
0:32:00	休憩所とかの電力供給先が不動化になることにつきましては、
0:32:06	これは先ほどの
0:32:09	操作というところではもう発電機車側の上流側の調査のことを指しておりますので、下流側が負荷が少し増えたとしても、この
0:32:20	手順等には特に変更がない、変わらない状況になっております。以上です。
0:32:28	現象規制庁の仲野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	今の説明あったところだと、異常がないことの確認っていうのは発電機車から緊対所の指揮所側の電源盤のところまでの、
0:32:41	範囲を絶縁抵抗の検査をするということで
0:32:48	下流側の休憩所とか、連絡通路とかの負荷先に対して何かアクションをするものではないということで、運用に対して変更がないという理解なんですけどそれで間違いなかったでしょうか。
0:33:00	九州電力のカミヤ リストの通りです。
0:33:03	はい、承知いたしました。
0:33:26	原子炉規制庁の仲野です。続けて、あと2点ほど確認したいんですけども、次の確認事項に移りたいと思います。
0:33:37	次なんですけれども、
0:33:39	酸素濃度計と二酸化炭素濃度計の関係で確認したいと思います。
0:33:46	で、これらの計器については、今回補足説明資料の中で、設置場所を休憩所に追加とされてるんですけども、こちらについては
0:33:58	まず、今回の接続の変更前後に関して機器の個数っていうものは変更がないと、
0:34:06	確認しております、現在確か四つ配備していてそのうちの二つが予備っていう状態だと思うんですけども、
0:34:14	こん現行の保安規定の中にはですね換気空調系の停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視すると、記載がありますので、これ連続監視する手順になっていると思うんですけども、
0:34:28	まず、酸素濃度等の仮監視っていうのは連続監視の手順になっているのかどうかっていうところを確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:34:44	九州電力のヒラカタです。江藤さんその時計につきましては連絡管清江藤氏、します。以上です。
0:34:54	原子力規制庁の仲野です。今、
0:34:57	連続監視ということで回答いただきましたけれども、
0:35:01	連続監視をするということであれば、今回ですね接続する場所については、もともと多目的エリアと指揮所に設置していたものだったと思うんですけども、
0:35:13	それに追加して休憩所に設置するということをとるところは機器の個数的にも、ちょっと対応として、正しい
0:35:24	表現ではないのかなと思っておりまして、これについては追加ではなく、多目的エリアないしは旧形状のものを設置場所を変更するっていうような理解だと思うんですけどその理解で合ってますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:41	九州電力のヒラカタです。エリアモニターと3層二酸化炭素濃度計の追加ということに関しましては、シール部取りかえのときは、
0:35:52	シール連絡通路と休憩所はですね、使えないというような形になりますので、その際はまた休憩する場所としては、多目的エリアになります。
0:36:04	そういう意味でそれも含めて、
0:36:08	追加といったような言葉を使っているところでございます。以上です。
0:36:14	原子力規制庁の仲野です。今のご説明をちょっと確認させていただきたいんですけども、基本的には設置する場所、
0:36:25	デフォルトで設置する場所としては、指揮所と休憩所を想定しているけれども、
0:36:32	シール部の破損であったりとか何か、
0:36:36	休憩所が使えなくなったときに、については多目的エリアに設置することを考えているので、今回の表現としては
0:36:47	設置場所の変更ではなく追加ということを説明されたっていう理解でよろしかったでしょうか。
0:36:55	九州電力のヒラカタですけどご理解の通りでございます。
0:37:04	規制庁の西内ですけど。
0:37:07	ちょっと全般的な話になるんですけど、そもそもなんですけど、供用期間中において現時点でそのシールの取りかえって何か想定してるんですたっけ。
0:37:31	電力の上からです。基本的には
0:37:35	シールについては、午前で点検していきましてもしも、その時に何か不具合があれば、取りかえを実施するといったことで、現状は
0:37:46	基本的的に的取りたいとかいうことを考えております。以上です。
0:37:51	規制庁西内ですそうですね。
0:37:55	なので、何て言うんですかねちょっと、
0:37:58	例えば今回審査資料で言うと140ページのところで、シール取りかえ時の措置についてって話があるんですけど、
0:38:06	ちょっと、そもそも全般的になんですけど、シールの取りかえが何かあたかもその当然のようにやるような印象を受けるんですねこういう審査資料を見ると、
0:38:17	ちょっと例えばここのシール取りかえの措置も、例えば参考とかという形で1個落とした上で、記載をいただいて、さっきの仲野土肥も結局、
0:38:27	まず基本的には、この緊急時対策棟っていうものに対しての運用をまず説明すべきですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:35	そうすると、そのときには多目的エリアに置いてたもの、今まで置いてたものは、休憩室に置くってことだと思うのでまずそっちを説明すべきですよ。
0:38:46	その上で何か取替時の措置まで含めて説明したいのであれば、明確にその段差を分けて説明すべきだとまず思ってますが、何か認識ずれてますか。
0:39:01	九州電力のヒラカタです。ご認識の通りだと考えております。
0:39:05	以上です。
0:39:07	なので 140 ページのこのシール取りかえの措置の部分を含めてちょっとその取りかえ
0:39:13	時のついでというのがそもそもとして、基本的には保全で対応できるものだと思っているので、思っているが、万が一、
0:39:22	取りかえが必要になった場合にはとかです。ちょっと位置付けがわかるようにするとか例えば参考としてちょっともう 1 回、段落を落とすとかです。ちょっとそういうのも工夫をしていただければなと思います。
0:39:32	その上でちょっと仲野がさっき話してた話に戻るんですけど、まず多目的エリアから変更するっていう記載がまず
0:39:40	もって、
0:39:41	なされるべきだと思いますのでそこら辺は表現をまず見直していただくようにお願いします。
0:39:50	九州電力のヒラカタです。承知いたしました。
0:39:54	原子炉規制庁の仲野です。
0:39:56	酸素濃度計の関係でもう 1 点確認なんですけれども、先ほどの説明の中でもあったと思うんですけれども、現行多目的エリアとし気象に設置するということを、
0:40:08	デフォルトでは、休憩所側に多目的利用のものを移すっていう運用になるっていうふうに説明があったと思うんですけれども、現在、その多目的エリアと気象両方に置いているものについて、
0:40:22	多目的利用にオカなくなるというようになると思うんですけれども、これについては、その多目的エリアと指揮所が同一の伊達穴井にあることと、
0:40:35	あとは指揮所側の方が常駐する人数が基本的には多いのでそちらの酸素濃度を監視する方が、安全側に対して優位に確認ができるだろうという認識でそういった運用になっていると理解しているんですけれども。
0:40:50	そういった理解で間違いなかったのか確認させてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:56	九州電力のヒラカタです。ご理解の通りでございます。
0:41:01	原子炉規制庁野中です。はい、承知いたしました。この時点に関して酸素濃度計の関係で、他に九州電力の方から何か、
0:41:11	確認事項等なければ次の最後の、私からは最後の確認事項に移りたいと思いますけれども、
0:41:23	吉住井上です。こちらから特にございません。
0:41:30	はい、原子炉規制庁仲野です。承知しました。そうしましたら私の方からは最後なんですけれども、火山影響等の発生時の外気取り入れの扉の開放の関係で確認させていただきたいと思います。
0:41:44	まずですね、
0:41:46	現在休憩所で酸素の増、低を確認した場合外気を取り入れ、
0:41:52	を実施することになってると思うんですけれども、
0:41:55	現在外気取り入れのときに開放する扉っていうのは、その補足説明資料の中で、
0:42:01	確か、
0:42:06	150
0:42:08	6 ページの図で説明があったと思いますけれども、
0:42:15	こちらですね換気空調系を停止している状態で、外気を取り入れの扉っていうのは、全部すべて指揮所側の扉を開放するっていうことが説明上読めると思うんですけれども、
0:42:29	こちらに関して休憩所と離れた位置の扉の開放を行うということで適切に関係が行われているのか、休憩所側ですね休憩所側の、
0:42:39	関係に対して適切に行われているのかっていうところをまず確認させてください。
0:42:49	すいません九州電力のテラタ です。
0:42:52	資料で提示してますので、外気取入開放する扉っていうのはですねあくまで例を示させていただいております。他の扉も開けることは考えておりまして例えば、連絡通路 2 のところにあるですね、
0:43:04	3 枚ほど扉があるんですけどそのあたりも開けることによって、一つに応じて、
0:43:09	外気を取り入れをするというふうに考えておりまして、ちょっと資料に書いてませんので、もうちょっと全体的にここまで含めて開けますっていうのは反映したいなと思っております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:21	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。先ほども十条事象だって15条事象の扉の開放とか通路の話もありますのでそういったものとあわせて、
0:43:31	修正いただければと思います。
0:43:34	あとですね、
0:43:39	と、平成30年の時の火山のバックフィットの保安規定の変更申請の時なんですけれどもこちらについては旧代替緊対の、
0:43:47	入口のところ、開放する時にその扉2ヶ所に仮設のフィルターを設置して入口を開放するっていうふうな説明があったと思うんですけれども、接続後っていうのはこういった扉について仮設フィルターの設置っていうものを考えているのかどうかっていうことを確認させていただければと思います。
0:44:06	はい。九州電力のテラタですと仮設フィルターについては、接続はもう、現在指揮所も取りつけることは間取りつける運用になっておりませんで、また連絡、連絡通路の接続後も、
0:44:17	取りつける方針ではありません。以上です。
0:44:24	現象規制庁の仲です。承知いたしました。
0:44:28	少々お待ちください。
0:44:52	衛藤規制庁のニシウチですけど、
0:44:55	ちょっと追加で私の方からちょっと確認したいんですけどさっき仲野がやりとりしてたの酸素濃度計と二酸化炭素のだけの話って、連続監視って話があったんですけど、
0:45:06	多目的エリアの時に置いてる時とか、あとは、
0:45:11	本部エリアに置いてる時とか活動してる要員がそれなりに入れたら何となくわかるんですけど、あれですかね休憩室。
0:45:20	でも、誰か人、人が張りついて連続監視するイメージでいいんですかね。
0:45:30	九州電力野辺です。少々お待ちください。
0:45:53	九州電力のヒラカタです。
0:45:55	衛藤今いただいた件に関しましては、常にですね、酸素の例えば酸素濃度計を監視している人がいるというわけではなくて、酸素濃度計、
0:46:07	計測がですね設定値になれば警告文を発する仕様となっておりますので、
0:46:13	そういった観点で話をし、しているといたような所、というふうになっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:21	規制庁西内です。了解しましたでそうするとさっき私が確認した話に戻るんですけど、
0:46:29	本部エリアとか多目的エリアって、それなりにその活動してる要員とか待機要員がいる状態なのでアラームがあるなれば、いや応なく誰か気づくと思うんですけど、休憩室って今長期間、
0:46:40	休憩することを想定してますよね。
0:46:43	端的に言うと全員寝てる状態とかで気づくんでしたっけっていう話なんですけど。
0:47:10	九州電力のヒラカタです。衛藤K本。警報、警告が鳴ると、真似てる人間が気づくだろうと考えております。以上です。
0:47:21	規制庁西内ですけどちょっと警報オンのイメージが多分、僕がイメージが合っていないのかなってだけな気がしましたが、それなりのボリューム感のものって思えばいいんですかね。
0:47:32	何て言うんですかそこら辺の機器が何かPPPてないようなものだったら到底起きないと思うんですけど多分感覚がずれてるから何か僕が疑問に思ってるだけですかね。
0:47:54	九州電力のヒラカタです。私が直接聞いた感じでは、
0:48:00	寝てても、
0:48:02	起きるだろうとは思っておりまして人によってですねそこら辺の感覚というのは、少々多少は違うもんだと思ってますけど。
0:48:09	一般的な人であれば起きるのではないかなと考えてます。以上です。
0:48:16	はい。規制庁、西内です。何か今の回答だけ聞くと、本当に大丈夫なのかなっていう気がしますが、そもそもが寝てる人だけがいる状態であればそんなに
0:48:26	何ていうんですかね、酸素とかを消費するような状況でもないのに、そこまで厳しいというか何かクリティカルだと思ってるわけではないんですけどちょっとその、そもそもの感覚的なところが気になったっていうのが、確認してる趣旨でした。だから
0:48:41	一応、そちらのご担当者の方からしても、特に問題はない運用だと考えているっていうことですね。
0:48:48	九州電力のヒラカタです。ご理解の通りです。
0:48:52	はい。規制庁西内です。了解しました。ちょっと今日やりとりした内容をちょっと都度都度話をしてないですけど基本的には審査資料の方でしっかり拡充はいただきたい話ですので、
0:49:04	今の話でいうと酸素濃度計とか二酸化炭素の家の間、監視の仕方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:09	という部分、今今お話した内容もわかるようにちょっと記載をいただければと思います。というのがまず1点です。もう1点私はもう1点ですけど、
0:49:20	青旗作業の87条のほうを、一応今回変更というか名称変更だけはしてもらってると思うんですね。その部分って、前回指揮所本気でやったときに会合でも話をさせていただいた部分ですけど、
0:49:37	その具体的な代替措置として、点検時の緊急復旧の体制を構築するとかってありますけど、今回は、
0:49:47	特段、やる内容は変わらないと思っていいですか。要は負荷先が追加になる下流の方が追加になるだけなので、共通電源系統的な意味合いでは変更がなくて、とかそういうそういう理解をすればいいですかね。
0:50:02	SE部井上です。西井さんご認識の通りで下流側の負荷が変わるだけで母線とかそういう共通電源系統が変更になることはございませんので、
0:50:12	体制手順については変更がないということになります。以上です。
0:50:16	規制庁西内です。了解しました。
0:50:20	了解しましたありがとうございます。私からも今日は以上ですので、ちょっとさっきお話したように、基本的に今日やりとりした内容、あと、今日回答いただけてない部分もありますので、基本的には審査資料にしっかり起こしていただきたいなあと。
0:50:35	で、基本的に今日確認は申請書上で、名称変更がなされた部分を1個1個潰して事実確認をしているところですので、
0:50:45	審査資料の体裁はお任せしますけど、申請書の記載に合わせて1個ずつ具体的な内容を書いてもらうとかっていう構成だとすごいわかりやすいかなと思います。そこら辺はちょっと工夫を、
0:50:55	九州電力の方で検討いただいて提出をいただければなと思います。
0:51:00	で、一応終わったし、館から今日確認したいのは以上でそちらのちょっとお約束の時間の15時になりましたので、今日特にやりとりした内容問題なければ、いつも
0:51:13	ヒアリングの最後に、お互いやりとりした内容確認をしますけど、そこから特に確認したいことがなければ、もう今日は省略をして、スケジュールの確認だけ移させていただきたいと思いますけども、
0:51:26	いかがでしょうか。
0:51:34	日吉大学の井上です。ご指摘いただいた点については私どもご理解しておりますので省略については、対象です。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:45	はい規制庁西内です。やりとりさせていただいてる間カクウからしても、
0:51:50	特段認識がずれてることはないと思いますので、その確認を今日省略させていただいて最後スケジュールだけざっと確認をして今日のヒアリングは終わりにしたいと思います。
0:52:00	一応これ、本件 7 月 7 日に補正をいただいて九州電力としては何か 7 月 7 日朝 7 月中の認可希望をいただいていると思いますので、
0:52:10	そこに向けてというところで今日の
0:52:13	お願いした確認事項を来週、
0:52:17	できるだけ早い段階でまたご提出いただいて、内容問題なければそのまま受け取りという形で、ちょっともう少し確認したいということであれば再度ヒアリングというような形で考えてますけどもスケジュール感含めて何かありますでしょうか。
0:52:37	主力のイノウエです。来週、1920、その辺りで、資料に反映して出せばというふうに考えております。以上です。
0:52:47	はい。規制庁西内です了解しました。
0:52:51	こちらからはスケジュール含めてのは以上ですけども九州電力の方から何か全体通してありますか。
0:53:02	吉住井上です。こちらから特段ございません。
0:53:05	はい、ありがとうございます規制庁側からも全体通してよろしいですかね。
0:53:09	はい。ありがとうございます今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。
0:53:15	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。